

摂津市議会

民生常任委員会記録

令和元年9月4日

摂津市議会

目 次

民生常任委員会

9月4日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件	1
開会の宣告	2
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名	2
議案第42号所管分の審査	2
質疑（光好博幸委員）	
議案第44号の審査	3
補足説明（保健福祉部理事）	
質疑（増永和起委員）	
議案第55号の審査	5
質疑（増永和起委員）	
議案第47号の審査	6
質疑（藤浦雅彦委員、増永和起委員）	
議案第58号の審査	8
採決	8
閉会の宣告	9

民生常任委員会記録

1. 会議日時

令和元年9月4日(水) 午前10時 開会
午前10時40分 閉会

1. 場所

301会議室

1. 出席委員

委員長 森西 正 副委員長 増永和起 委員 福住礼子
委員 藤浦雅彦 委員 香川良平 委員 光好博幸

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 副市長 奥村良夫
市民生活部長 松方和彦 同部参事兼産業振興課長 吉田量治
自治振興課長 丹羽和人 市民課長 千葉郁子
保健福祉部理事 平井貴志 同部参事 川口敦子
高齢介護課長 荒井陽子 保健福祉課長 有場 隆

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 牛渡長子 同局書記 竹内 恵

1. 審査案件(審査順)

議案第42号 令和元年度摂津市一般会計補正予算(第2号)所管分
議案第44号 令和元年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第2号)
議案第55号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議案第47号 摂津市印鑑条例の一部を改正する条例制定の件
議案第58号 摂津市法律相談員の報酬及び費用弁償に関する条例を廃止する条例制定の件

(午前10時 開会)

○森西正委員長 ただいまから民生常任委員会を開会します。

理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

昨日は、本会議ご苦労さまでございました。きょうもまた、引き続いての委員会をお持ちいただきまして、大変ありがとうございます。

本日は、昨日の本会議で付託されました一般会計補正予算所管分ほか4件についてご審査をいただくこととなります。どうぞ慎重審査の上、ご可決いただきますよう、よろしく願いいたします。

一旦退席させていただきます。

○森西正委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、藤浦委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時2分 休憩)

(午前10時3分 再開)

○森西正委員長 再開します。

議案第42号所管分の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

光好委員。

○光好博幸委員 おはようございます。1点だけ確認させてください。

18ページ、19ページの総務費、戸籍住民基本台帳のところ。印鑑登録証明システム改修委託料ということで、恐らく、

これ後で出てくる議案第47号に係ることだと思っておりますけども、確認の意味で、中身についてご説明いただければと思います。お願いします。

○森西正委員長 千葉課長。

○千葉市民課長 今回の質問にお答えします。

中身ということなんですけども、中身につきましては、印鑑登録証明システムに旧姓を併記するということとなります。

以上でございます。

○森西正委員長 光好委員。

○光好博幸委員 わかりました。旧姓を入れるということなんですけど、例えば、これ全部に入るのか、希望者だけに入るのかというのをちょっとお聞かせいただきたいのと、もう一つ、昨年の補正も見てたんですけど、これ今回国費がないんですよね。前は、住民票でしたっけね、そのときに旧姓を入れるときは国費が出てたんですけども、今回は補正で上げられてるということで、例えば近隣他市が今どんな状況で、うちがどうなのかということも含めてご説明いただけますでしょうか。

○森西正委員長 千葉課長。

○千葉市民課長 今のご質問なんですけども、全員かどうかということに関しては、この件につきましては、希望者だけに旧姓を併記ということになります。

もう一つが、国費がなしかどうかということなんですけども、前年度、前々年度に住民基本台帳システムの改修及びそれに伴うコンビニ交付のシステム改修につきましては、国費が100%出ておりました。しかしながら、今回の印鑑登録証明システムの改修につきましては、国費は全く出ておりません。

もう一つ、近隣市の状況になりますけど

も、近隣の北摂7市におきましては、本市以外の市につきましては、全市11月5日から法施行に合わせまして改正をし、旧姓併記ができるようにするという事で聞いております。

以上でございます。

○森西正委員長 光好委員。

○光好博幸委員 ありがとうございます。他市に遅れなくやるという対応やというふうに理解いたしました。広報というか、住民の方々への周知についても丁寧にやっていただきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

○森西正委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時5分 休憩)

(午前10時7分 再開)

○森西正委員長 再開します。

議案第44号の審査を行います。

補足説明を求めます。

平井保健福祉部理事。

○平井保健福祉部理事 おはようございます。

それでは、議案第44号、令和元年度摂津市介護保険特別会計補正予算第2号につきまして、その内容をご説明申し上げます。

今回、補正をお願いいたします予算の内容につきましては、平成30年度決算に伴う精算でございます。

それでは、予算書の1ページをごらんいただきたいと存じます。

第1条で、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,212万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6

8億3,102万4,000円とするものでございます。

なお、補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、2ページの第1表、歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款3国庫支出金、項1国庫負担金1,048万6,000円は、平成30年度の保険給付費の精算に伴う追加交付金でございます。

項2国庫補助金74万3,000円は、平成30年度の地域支援事業費の精算に伴う追加交付金でございます。

款4支払基金交付金、項1支払基金交付金1,253万6,000円は、平成30年度の保険給付費及び地域支援事業費の精算に伴う追加交付金でございます。

款5府支出金、項1府負担金705万5,000円は、平成30年度の保険給付費の精算に伴う追加交付金でございます。

項2府補助金46万5,000円は、平成30年度の地域支援事業費の精算に伴う追加交付金でございます。

款9繰越金、項1繰越金4,084万3,000円は、平成30年度決算の実質収支額を令和元年度に繰り越して計上するものでございます。

次に、歳出でございますが、款4基金積立金、項1基金積立金3,473万4,000円の増額は、平成30年度決算に伴う剰余金を介護保険給付費準備基金に積み立てるものでございます。

款5諸支出金、項1償還金及び還付加算金39万1,000円は、平成30年度決算に伴う国庫府費への返還金でございます。

項2繰出金3,700万3,000円は、

平成30年度決算に伴う一般会計への返還金でございます。

以上、補正予算内容の説明とさせていただきます。

○森西正委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

増永委員。

○増永和起委員 補正予算書の8ページに前年度繰越金という形で、4,084万3,000円が計上されています。この金額、今おっしゃったように、平成30年度の決算が出て、その数字がここに繰入金として入ってきたものだと思います。4,000万円を越える黒字だということでありませけれども、今までの黒字額をずっと見ていきますと、第5期の初年度の平成24年は7,000万円でしたが、平成25年からは1億4,000万円超え、平成26年1億3,000万円超え、平成27年は1億2,000万円超え、平成28年2億7,000万円を超えて、平成29年は3億6,000万円を超える黒がずっと出てきたというふうに認識しています。

今回は、ぐっと少ない4,000万円台ということなんですけれども、これがどうい理由によるものなのかということについて、詳しいことは、また決算の審査でお伺いすると思いますけれども、ざっくりと教えていただけたらと思います。

○森西正委員長 荒井課長。

○荒井高齢介護課長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

介護保険特別会計は、次年度の補正予算で精算をする仕組みになっております。例年は、国庫・府費の概算交付金額が法定割合を上回っていたことから、黒字額には、次年度の補正予算で返還する額も含まれておりました。しかし、平成30年度は、

逆に、国庫・府費の概算交付金額が交付申請額より少なかったため、今回、平成30年度の精算として、補正予算で計上しております追加交付分が含まれていないことから、例年より黒字額が少なくなっております。

○森西正委員長 増永委員。

○増永和起委員 国との関係、府との関係とかで、今までやったら反対に返さなあかんかったけれども、今回は、後から入ってきたと。入ってきた分がここにも載っているということだと思います。それにしても、それが7,000万円ぐらいになるのかな、総額だと思いますが、例年よりも低いのかなというふうには思うところなんです。

今後の見通しですね。介護保険は、3年を一つの単位として第1期から始まってきたわけです。今第7期だと思うんですけど、平成30年は第7期の初年度ですね。介護保険の場合は、3年間同じ保険料を集めるということから、その期の初年度はお金が余ってくると。その分を基金に積み立てると。真ん中の年は、大体とんとんに収支になるであろうと。最後の期で、赤字になるところを初年度の期の黒字で埋めていく、原則そのための基金であるというふうにお聞きしているところだと思うんですけど、今回は、初年度が少ないというような状況のもとで、プラン等考え合わせて、これからの見通し大丈夫なのかというふうなことについて、お聞かせいただきたいと思います。

○森西正委員長 荒井課長。

○荒井高齢介護課長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

確かに、平成30年度につきましては、事業計画による取り崩しなしで運営してまいりました。平成30年度の基金残高と

しましては、6億6,497万8,686円ということになっております。平成31年度に入りまして、事業計画による取り崩しとしまして、9,326万5,000円を取り崩しております。

今回、精算による積み立てが、先ほどの補足説明でありましたとおり3,473万4,000円でございまして、取り崩しのほうが大きくなっております。ですので、今までは基金が積み上っていたのですけれども、平成31年度は、4,000万円ほど基金を減額するような形になっております。しかしながら、計画値とサービスの実績を比べますと、計画値を上回っているということはほとんどなく、安定した介護保険制度を運営できていると考えております。

○森西正委員長 増永委員。

○増永和起委員 特段の心配はないというお話でした。大変大きな基金もちゃんとあるんだというふうなことでございますから、今回の10月からは消費税が増税されて、介護保険については、低所得の方について、少し軽減が保険料に対してあるということではありますけれども、これは世帯として非課税の部分でしかないと思います。ご本人が非課税でも、基準額の方については、そういう軽減もないわけでありますので、ぜひ摂津市として、今ある減免制度、これしっかり知らせていただくのと同時に、新たな減免制度の創設ということも、この基金を使って、ぜひ行っていただきたいと思っておりますので、要望といたします。

○森西正委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 なければ、以上で質疑を終わりたいと思っております。

暫時休憩します。

(午前10時17分 休憩)

(午前10時19分 再開)

○森西正委員長 再開します。

次に、議案第55号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

増永委員。

○増永和起委員 今回の条例改正は、国の法律の改正があったことを受けてだと思っておりますが、その国の法律の趣旨を説明していただきたいと思っております。お願いします。

○森西正委員長 有場課長。

○有場保健福祉課長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

今回の法改正の趣旨としましては、平成7年に発生しました阪神淡路大震災におきまして、生活再建が思うようにいかず、期限内の貸し付け償還が困難な方が多く存在し、いまだ約8,000件、約123億円の償還について、課題として残されていることを鑑み、災害援護資金の償還免除、支払い猶予の対象範囲の拡大等を図るものでございます。

法改正の主なポイントでございますが、償還金の支払いの猶予につきまして、これまで災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第10条に記載しているにとどまっておりましたが、今回法律の第13条に明記されることとなりました。

また、償還金の免除につきましては、災害援護資金の貸し付けを受けたものが死亡したときや、精神もしくは身体に著しい障害を受けたことにより償還することができなくなったと認められるときに加えまして、貸し付けを受けたものが破産手続の開始の決定を受けたときが新たな理由として追加されました。その他市町村が償

還金の支払い猶予や免除の判断根拠とするため、貸し付けを受けた者や、その保証人に報告を求めること、また官公署に対し必要な文書の提供などを求めることができるようになったことなどが、法律条文に追加されております。

今回の条例改正につきましては、これらの法改正等に合わせ、所要の改正を実施するものでございます。

以上でございます。

○森西正委員長 増永委員。

○増永和起委員 今回の法律の改正は、災害後の生活が、やはり成り立たないということを受けて、償還金の免除、その他いろいろなことを拡大しなくてはいけないという内容だというふうにお伺いしたと思います。2011年の東日本大震災で、昨年7月までに返済の始まった世帯の約半数が滞納せざるを得ない状況だということも、我が党も国会で強調して、やはり生活再建のためにさまざまな方法を、国ももちろんですけれども、自治体もぜひとっていただきたいなということで考えております。

摂津市は今、被災住宅復旧調査を昨年の災害に対して行っていると思うんですけども、この災害見舞金に関しては、どれぐらいの実施が行われたのかわかりますでしょうか。教えてください。

○森西正委員長 有場課長。

○有場保健福祉課長 それでは、ご質問にお答えいたします。

今回、災害弔慰金の支給等に関する条例に基づきまして、支給した弔慰金につきましては、実績としてはございません。

以上でございます。

○森西正委員長 増永委員。

○増永和起委員 災害弔慰金は、支払うこ

とはなかったということでございます。災害見舞金に関しては、一部損壊のところにも新たにというふうなことや、ほかにもいろんな形で、災害からの復興の援助ということをやっていたいたんではないかと思っております。しかし、今ブルーシートがまだ屋根にかかったままのお家とか、修繕をしたいけれども、やはり市の補助だけではとても修繕に追いつかないので、できないまま置いてあるというような、そういう世帯もあるということも聞いております。さまざまな災害に対しての、この条例の問題だけではなく、いろんな角度から、ぜひ昨年の災害被害に遭われた方も、そのままで終わりということではなくて、援助をしていただけるようなことも、これからも考えていっていただきたいと思っておりますので、要望としておきます。

○森西正委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 なければ、以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時24分 休憩)

(午前10時26分 再開)

○森西正委員長 再開します。

議案第47号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

○森西正委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 おはようございます。

先ほどの補正予算のところでもありましたが、印鑑登録証明書について、旧姓を希望者には併記できるというふうなことで、11月5日からスタートするというところでございますが、これは住民票とあわせて、女性が働きやすい環境をつくっていくという意味で、いよいよスタートするとい

うことでありますが、総務省は、いろいろと周知もやっているようでありまして、本市としても、何らかの周知を行っていくことを考えておられるのか、条例とは直接関係ないかもしれませんが。せっかく制度が改正されるんですけれども、知らなくて利用できないというのも残念なことなので、できたら、多くの方に利用していただけるようにするべきだと思いますが、その辺の考え方を教えていただきたいと思います。

○森西正委員長 千葉課長。

○千葉市民課長 本市としての周知ということでございますが、本市としての周知につきましては、広報誌及びホームページで周知のほうを図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○森西正委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 しっかり周知をお願いしたいと思います。この問題は、庁内の女性にも頑張っていただくということで、庁内でもやっぱり結婚される方もおられますし、名字を変えられるという方もいらっしゃるし、そういう意味では、身近な問題にもなると思いますので、ぜひとも、しっかり周知していただくようお願いしたいと思います。

以上です。

○森西正委員長 ほかにございますか。

増永委員。

○増永和起委員 ちょっと質問をしたいと思うんですけれども、印鑑登録証明書に旧姓が載るということはわかるんですけれども、実印を旧姓で登録することができるのか、旧姓の実印をつくれるということなのかどうかということについて、お伺いしたいと思います。

○森西正委員長 千葉課長。

○千葉市民課長 今回の旧姓併記で実印が登録できるかということなんですけれども、こちらにつきましては、実印について、旧姓で登録ができます。

以上でございます。

○森西正委員長 増永委員。

○増永和起委員 そしたら、契約をするときに、新しく変わった戸籍上の名前ではなく、旧姓のまま契約書をつくって、その名前の実印を押すと。印鑑登録証明書も出るというふうな形で行われるということだと思います。この条例だけでは、その全体がなかなか見えないところもあるので、そこも含めた周知の一つはお願いしたいのと、どれぐらいの利用数があるとお見込みなのか、わかりましたら教えていただきたいと思います。

○森西正委員長 千葉課長。

○千葉市民課長 今のご質問に関しまして、契約のときとかに使えるかということなんですけれども、国からの通知につきましては、具体的な例というのは挙げておりません。旧姓で登録ができるということで、例えば、ご結婚をされたときに車を買いました。その後に離婚をされて、名字を旧姓に戻しました。そのときに、旧姓と結婚中の名前がどのような関係があるかということにつきましては、旧姓併記をすることによって、その証明ができるということで、公的な証明ということで、いろんな場面で使えるところが出てくるかと思っております。

あともう一つなんですけれども、利用件数の想定ということなんですけれども、こちらにつきましては、どのぐらい出てくるかということは想像がつかないんですけれども、考えるに当たりまして、去年、平成30年度の事務報告なんですけれども、婚姻につきましては458件、離婚につきましては1

68件ありました。女性の名字が変わるので大体考えられるのが、婚姻とか離婚ということになりますので、458件の婚姻と離婚の168件ということで、600件ぐらいのうち10%あるかな、どうかなぐらいです。数字的なことは、本当に全く想像はできないんですけども、想定するとしたら、その辺の件数ということが考えられるかと思います。

以上です。

○森西正委員長 増永委員。

○増永和起委員 結婚をされて、名前が変わっても、旧姓で、例えば車のローンが組めるか、実印が押せるのかというあたり、ちょっとややこしい部分なのかなというふうに今のお話を聞いて思いました。まだまだ世間一般に旧姓のままの契約というのが本当に通るのかということは、単に印鑑登録証明だとか、そういうものだけではない問題が絡む可能性があるというふうにも思います。

今、藤浦委員も、女性が活躍するというふうにおっしゃられましたけれども、やはり、本当に男女が対等に社会でしっかりと仕事をしていく、生活をしていくという中で、名字が変わらなければならないという問題は非常に大きな負担になっているというふうに思っています。今回の問題は、一歩前進だと思いますけれども、これではなかなか全てが解決するかというと、もちろんそうはいかないというふうに思いますので、やはり選択的な夫婦別姓というのが本来はあるべきだというふうに思っています。

また、さまざまな相談も窓口に来られますと思いますので、ぜひご相談に乗っていただきたいと思います。要望としておきます。

○森西正委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 なければ、以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時33分 休憩)

(午前10時35分 再開)

○森西正委員長 再開します。

議案第58号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時36分 休憩)

(午前10時38分 再開)

○森西正委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第42号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第44号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第47号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第55号について、可決することに

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第58号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

これで本委員会を閉会します。

(午前10時40分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により、署名する。

民生常任委員長 森西 正

民生常任委員 藤浦 雅彦